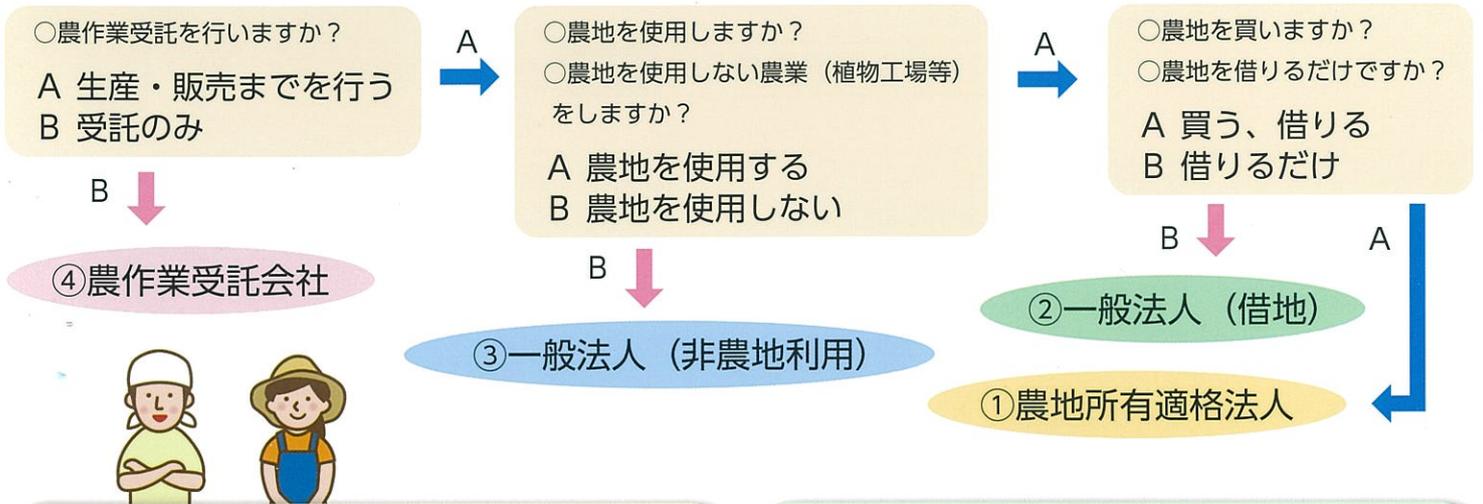


農業への参入方法

平成21年12月及び平成28年4月の農地法改正により、企業や一般の法人による農業参入の方法に選択の幅が広がりました。
法律上の参入パターンは次の4つに大別されます。



企業として農業に参入したい



①農地所有適格法人

- 【形態】 別法人を設立して参入できます。
【特長】 農地を購入・借入できます。
【要件】 ・農業関連事業が売り上げの過半であること。
・農業関係者が総議決権の過半を占めること。
・役員の過半が農業常時従事者であり、構成員であること。
・役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事すること。

②一般法人（借地）

- 【形態】 現在の法人組織のままでも参入できます。
【特長】 農地を借入できます。（購入は不可）
【要件】 ・売上、議決権の要件はありません。
・農地貸借契約は解除条件がつきます。
・地域との適切な役割分担義務があります。
・役員1人以上が農業に常時従事すること。

③一般法人（非農地利用）

- 【形態】 現在の法人組織のままでも参入できます。
【特長】 非農地（山林、雑種地、工場用地等）での植物工場等
【要件】 ・売上、議決権、役員の要件はありません。
（施設の建設等は森林法、都市計画法等を要確認）

④農作業受託会社

- 【形態】 現在の法人組織のままでも参入できます。
【特長】 農家や農業法人から収穫作業等を受託
【要件】 ・売上、議決権、役員の要件はありません。
（農業経営とは認められず、認定農業者にはなれません）
※特定作業受託は除く（農作物の販売権を含む作業受託のこと）

認定農業者になりましょう

- 5年間の農業経営改善計画を作成した農業者を、市町村長が認定する制度です。
- 一般の法人も認定可能です。（農作業受託会社は除く）

Merit

認定のメリット

- 地域の担い手として信用が高まります。
- 認定農業者を対象とする、補助、融資制度があります。

信用

補助

